

岩手県告示第 465 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 6 項の規定により、早池峰山鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成 20 年 6 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 平成 20 年 7 月 9 日午後 2 時から

(2) 場所 花巻市大迫町大迫第 2 地割 51 番地 4 花巻市大迫総合支所 1 階第 1 会議室

2 指定しようとする区域 花巻市、遠野市及び下閉伊郡川井村の早池峰山周辺 2,422 ヘクタール（別紙図面のとおりに）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに県南広域振興局、県南広域振興局花巻総合支局及び宮古地方振興局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。